

国住参建第 3595 号
令和 4 年 12 月 7 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿
各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

**建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する
省令の施行の準備について（技術的助言）**

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 3 号。以下「改正基準省令」という。）が令和 4 年 12 月 7 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日（分譲型規格共同住宅等のトップランナー基準）及び令和 6 年 4 月 1 日（大規模非住宅建築物の省エネ基準）に施行されることとなった。

ついては、改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の運用及びその他所要の措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用及び準備に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の所管行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第 1 大規模非住宅建築物の基準引上げ等について

新築又は増築・改築後の床面積が 2,000 m²以上となる非住宅建築物の省エネ基準について、改正前においては、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めているが、今般の改正において、BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下同じ。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下同じ。）で除した値。以下同じ。）が、用途に応じて基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数 B を超えないこととする。具体的には、設計一次エネルギー消費量について、基準一次エネルギー消費量から 25%（工場等）、20%（事務所等、ホテル等、百貨店等及び学校等）、15%（病院等、飲食店等及び集会場等）以上削減することとする。

非住宅部分を複数の用途に用いる場合は、用途ごとに当該水準への適合を求めるものではなく、各用途の設計一次エネルギー消費量の合計が、各用途の基準一次エネルギー消費量に用途に応じた係数 B を乗じた値の合計を超えないこととするので留意されたい。所管行政庁におかれては、上記の省エネ基準の改正内容について、別添資料の活用等により、建築主等に対して十分に周知するよう努められたい。

第2 令和6年4月1日に現存する建築物の増築・改築を行う場合の経過措置について

既存の建築物の増築・改築を行う場合について、今般の改正において、改正基準省令第1に係る規定の施行日（令和6年4月1日）において現に存在する建築物の増築・改築に関する経過措置を設けたところである。

基準省令原始附則第3条において、平成28年4月1日に現に存する建築物の増築・改築を行う際には、非住宅部分について、当分の間、 $BEI \leq 1.1$ に適合することとする経過措置が設けられている。

今般、既存の建築物の増築・改築を行う場合には、従前の規制水準と変わらず、①平成28年4月1日において現に存する建築物については、非住宅部分について $BEI \leq 1.1$ に適合すること、②令和6年4月1日において現に存する建築物（①を除く。）については、非住宅部分について $BEI \leq 1.0$ に適合することとする。

なお、令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）においては、改正法附則第1条柱書の施行日（改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）以後に工事に着手する建築物の増築・改築については、当該増築・改築をする建築物の部分のみを省エネ基準に適合させることとなることから、今般の経過措置については、改正法の施行までの措置とすることを想定しているため留意されたい。また、法においては、同一敷地内に別棟を増築する場合は、新築として扱われ、今般の経過措置の対象とはならないため留意されたい。

設計者・施工者の皆様へ

2024年4月1日から 大規模な非住宅建築物の 省エネ基準が変わります

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されます

省エネ基準見直し **3** つのポイント

1

延床面積が
2000㎡以上の
大規模非住宅
建築物の省エネ
基準を引き上げます

2

用途毎に
基準値の水準が
異なります
(現行省エネ基準
を15~25%強化)

3

2024年
4月1日に
施行です

※「建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)」に基づく適合義務制度
延床面積が300㎡以上の中大規模の非住宅の新築、増改築を行う建築主は、省エネ基準への適合が義務付けられています。
所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

大規模な非住宅建築物の省エネ基準が変わります

2021年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能※の確保を目指すこととされており、

省エネ基準を段階的に引き上げることとなっております。

今般、適合義務化が先行している大規模非住宅建築物について、各用途の適合状況等を踏まえ、省エネ基準の引上げを行うこととしたものです。

※住宅について、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減。非住宅建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%(小規模建築物については20%)削減。



1

延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げます

- 建築物省エネ法において、延床面積が300㎡以上の中大規模非住宅建築物は、省エネ基準への適合が義務付けられており、今般延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げることとします。

Q&A

Q 基準の見直しに伴い、手続きに変更はありますか。

A 手続きに変更はありません。これまでと同様、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

Q 将来的には、中規模・小規模非住宅建築物や住宅の省エネ基準も見直されますか。

A 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、適合状況等を踏まえつつ基準の見直しを行う予定としております。

2

用途毎に基準値の水準が異なります

- 大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を15～25%強化します。

【改正前】

用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
全用途	1.0

【改正後】

用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
工場等	0.75
事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
病院等・飲食店等・集会所等	0.85

3

2024(令和6)年4月1日に施行です

- 改正省令の施行日以後に適合性判定を申請する建築物について、引上げ後の省エネ基準への適合が必要となります。
- 改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

